

平成25年度航空局コンプライアンス推進計画

本推進計画は、発注者綱紀保持の徹底を主目的とし、第1部のコンプライアンス推進のための組織風土づくりへの取組と第2部の「発注者綱紀保持の徹底」への取組の2部で構成している。

また、一昨年那覇空港における管制許可遅延事案のほか一連の不祥事を受けて、管制事務の適正化に向けた取組や、全職種を対象とした服務規律等の徹底について、職務専念義務の徹底や交通法規の遵守を重点課題として位置づけ取り組んできており、第1部においては、それらの取組とも相互に連携しながらコンプライアンス推進に取り組んでいくこととする。

なお、本推進計画については、東京及び大阪航空局コンプライアンス推進本部と連携して実施するものである。

第1部

1. 組織風土づくり ～コンプライアンス推進の第一歩として～

発注者綱紀だけでなく、服務、倫理、交通法規の遵守、情報管理及びハラスメントなどの取組並びに各種の事務適正化対策を確実に進めていくための共通の土台づくり（組織風土づくり）と位置づけ実施。

【新規】: 24年度推進計画になかった項目、【継続】: 24年度推進計画から継続事項

(1) 各官署における服務規律等の徹底に向けた自律的な取組の推進・・・【新規】

空港事務所等の職場単位において、職員同士の活発な対話を通じた、現場の実情に応じたより実効性のある服務規律の徹底に向けた取組の策定を行うなど、各官署における自律的な取組を推進する。

〈ねらい〉

- ・現場の長の陣頭指揮、積極対応、
- ・自らの問題であるという自覚の醸成
- ・現場の問題の正確な把握（リスク認識）と対策
- ・管理職員の問題意識と競争心の喚起
- ・職場単位での取組状況・成果を把握、評価

〈実施時期等〉

半年ごとに実施状況の点検及び見直しを実施

(2) 外部講師によるコンプライアンス研修を実施・・・【継続】

① コンプライアンス【基礎編】コース

法令遵守だけがコンプライアンスではないことを(法令により禁止されていないことも、それを行うことにより国民の信頼を損ねる行為は行わないことを)理解させるなど、基礎的な知識を習得させるため、全職員を対象とした研修会を実施する。(コンプライアンスの専門家を講師として招聘)

対象者：全職員(未受講者を優先)

実施時期等：6月～12月まで順次

② コンプライアンス【管理者編】コース

多様化した現代社会が求めるコンプライアンスの考え方や、現場の問題を問題として捉える正確なリスク認識を行い、そのことに管理職員が積極的に対応できるよう、リスクマネジメントの実践的な対処方法などについて、管理職員を対象とした研修会を実施する。(コンプライアンスの専門家を講師として招聘)

対象者：管理職員

実施時期等：6～12月まで順次

(3) 各職種の現場の管理職員が一同に会する先任会議等の場を活用して、服務・倫理についての講義を実施・・・【継続】

先任施設運用管理官会議及び先任航空管制官会議等を可能な限り活用して、現場の管理職員に対して職員管理室が服務・倫理について直近の事例等を交えて講義を実施する。

(4) コンプライアンス自己チェックリストの作成・自己点検の実施・・・【新規】

各職員がコンプライアンス遵守についての行動チェックを実施することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。

なお、点検結果はコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

対象者：全職員

2. 本省幹部職員と現場職員とのダイレクトトーク・・・【新規】

本省幹部職員の現場視察などの機会を活用して、本省幹部の方針・考えを現場職員に直接伝えることにより、コンプライアンスの徹底がトップの意思であることを明確にし、トップの顔が見える形で行うことで、組織としても本気でコンプライアンス意識の徹底に取り組んでいるということを職員の意識に植え付けさせるとともに、本省幹部職員が現場職員からコンプライアンス推進状況を直接聞きくことにより、現場の問題やコンプライアンスの徹底度合いについて把握する。

1. 職員の意識改革 ～倫理的な組織風土を構築するために～

「発注者綱紀保持」の徹底を目的に、利害関係者との間で禁止されている行為や国民の疑惑や不信を招くおそれのある例などの知識を習得するなど、公務員倫理の涵養を図る取組を進めていく。

(1) eラーニングによる倫理法・倫理規程研修を実施・・・【継続】

国家公務員倫理審査会が企画・制作した自習研修教材を積極的に活用して、公務員倫理の涵養を図る。

①幹部職員用自習研修教材「倫理的な組織風土を構築するために」（国家公務員倫理審査会企画・制作）

倫理的な組織風土を構築していくためには、組織をマネジメントする幹部職員の役割が極めて重要であることを理解し、組織や部下の倫理保持のためのマネジメントについて学ぶことを目的とする。

対象者：新たに管理職員に任用された者の受講を義務化。

②一般職員用自習研修教材「公務員の倫理について学ぶ」（国家公務員倫理審査会企画・制作）

倫理法のルールなど基礎的知識の習得、公務員として求められている姿勢や心構え、職業倫理などといった広い意味での倫理意識を涵養することを目的とする。

対象者：係長級以下職員（期間業務職員を含む。）で未受講者全員の受講を義務化。

(2) DVD研修教材による倫理法・倫理規程研修を実施・・・【継続】

国家公務員倫理審査会が企画・制作したDVD教材を積極的に活用して、公務員倫理の涵養を図る。

・ケーススタディ用DVD「事例で学ぶ倫理法・倫理規程vol.7」

職務上の関係者との接触などの具体的な事例により、公務員として求められている姿勢や心構えを学ぶことを目的とする。

対象者：発注業務担当原課の全職員の受講を義務化

(3) 倫理法等違反により懲戒処分が行われた事例の共有・・・【継続】

人事院年次報告書により公表されている倫理法等違反により懲戒処分が行われた事例を全職員あてメールにより周知し、倫理法等違反発生 of 未然防止を図る

(4) 入札談合事案に関与した職員の処分内容等の周知・・・【新規】

入札談合事案に関与した職員に対する懲戒処分、損害賠償請求及び刑事罰を全職員に周知するとともに、発注原課においては、定例ミーティング等を活用することにより、ペナルティーの重さを職員1人ひとりに理解させて再発防止の徹底を図る。

(5) 職員の入札談合等関与行為の違法性に関する認識等の点検の実施・・・【新規】

各職員が入札談合等関与行為の違法性についての認識・行動チェックを実施することで、発注者綱紀保持の徹底を図る。

なお、点検結果はコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

対象者：発注業務担当原課の全職員

2. 発注者綱紀保持の徹底

(1) 職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底・・・【継続】

国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令の遵守はもとより、航空局発注者綱紀保持規程について周知徹底する。

(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者綱紀保持に係る取組を周知・・・【継続】

事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組として、本局ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組みについての協力依頼を掲載。

3. 発注担当職員が事業者と応対する際のルールを徹底・・・【継続】

- (1) 事業者との応対については、原則として、受付カウンター等オープンな場所で、複数の職員により対応する。
- (2) 個室における1人での応対禁止を徹底する。
- (3) 外部からの不当な働きかけ、口利きに対しては、組織として毅然とした対応をとる。

航空局発注者綱紀保持規程第12条により、職員は事業者等から不当な働きかけと思料する行為を受けたときには、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努める。

組織として受けとめ、組織として毅然とした対応をするため、速やかに所属長等を経由し、所属部長等に報告する。

不当な働きかけについては、公表を行う。

4. 発注者綱紀保持に係る相談・報告窓口の周知と適正な運用・・・【新規】

発注者綱紀保持に係る相談・報告窓口（内部・外部）について、窓口設置の趣旨が活かされるよう職員へ周知徹底するとともに、相談・報告があった場合には、「発注者綱紀保持規程」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。

5. 臨時的内部監査等の実施・・・【新規】

(1) 臨時的内部監査の実施

本省職員が毎年度計画的に実施している各種内部監査を活用することにより、発注者綱紀保持の取組状況及び入札契約関係文書の管理等を監査事項に加えて、必要に応じ、臨時的な監査を実施して、その結果をコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。

(2) 応札状況・受注割合の点検

落札率や業者別の年間受注額・受注割合といった年間を通じた傾向などを本省予算・管財室において把握し、航空局の実情を踏まえ、特異な兆候のチェックを行い、その結果をコンプライアンス推進本部会議に報告するものとする。